

○厚生労働省令第百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）  
第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第  
一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〜十三の二十三 (略) 十三の二十四 塩化三・セービス(ジメチルアミノ)フェノチアジン一五―イウム(別名メチルチオニウム)の製剤であつて、一アンプル中塩化三・セービス(ジメチルアミノ)フェノチアジン一五―イウムとして五〇mg以下を含有する注射剤 <del>十三の二十五 エンシトレルビル フマル酸及びその製剤</del> <del>十三の二十六 (略)</del>  <del>十三の二十七〜十三の三十一 (略)</del> 十四〜百三十六 (略)</p>	<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〜十三の二十三 (略) 十三の二十四 塩化三・セービス(ジメチルアミノ)フェノチアジン一五―イウム(別名メチルチオニウム)の製剤であつて一アンプル中塩化三・セービス(ジメチルアミノ)フェノチアジン一五―イウムとして五〇mg以下を含有する注射剤 (新設) <del>十三の二十五 エンド―三・九―ジメチル―三・九―シアザビシクロ〔三・三・二〕ノン―セーイル―H―インダゾール―三―カルボキシアミド(別名インジセトロン)、その塩類及びそれらの製剤</del> <del>十三の三十六〜十三の三十一 (略)</del> 十四〜百三十六 (略)</p>

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。